一〇四　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件　三一　特13　五七

一〇五　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五七

一〇六　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五七

一〇七　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三一　特13　五八

一〇八　輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十八年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　三一　特13　五八

一〇九　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　三一　特13　五八

一一〇　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十八年度における輸入基準数量を定める件　三一　特13　五九

一一一　関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号二の規定に基づき、同号二に規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件　三一　特13　五九

一一二　関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五九

一　財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める件の一部を改正する件　一五　三

二　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件の一部を改正する件　一五　四

三　特定事業者責任比率の一部を改正する件　三一　73　一三八

四　再商品化義務総量の一部を改正する件　三一　73　一三九

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　73　一三九

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　73　一三九

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　三一　73　一四〇

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　73　一四一

九　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　73　一四一

一〇　財務省、農林水産省　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　七

九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　七

一〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　七

一一　食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件　二四　九

一二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準の一部を改正する件　三〇　71　六三